

## 消費税法等の改正にともなう電気料金の見直しについて

平素はエア・ウォーターでんき powered by ほくでんをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等による消費税法および地方税法の改正により、2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。

これにともない当社は、新たな消費税率を電気料金に反映させていただくため、2019年10月1日から電気料金の見直しを実施させていただきます。

### 1 見直し後の電気料金

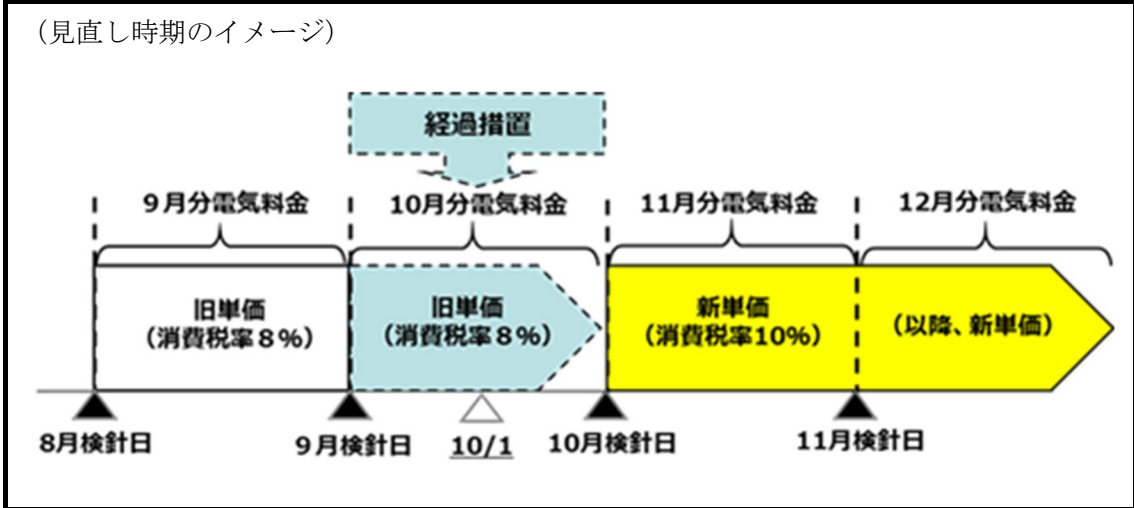
電気料金には、消費税等相当額が含まれております。このため、新たな消費税率を反映し、電気料金を以下のとおり見直いたします。

区 分	単 位	料 金 単 価		
		現 行 単 価	新 単 価	
基 本 料 金	10A	1 契約	334 円 80 銭	341 円 00 銭
	15A	1 契約	502 円 20 銭	511 円 50 銭
	20A	1 契約	669 円 60 銭	682 円 00 銭
	30A	1 契約	1,004 円 40 銭	1,023 円 00 銭
	40A	1 契約	1,339 円 20 銭	1,364 円 00 銭
	50A	1 契約	1,674 円 00 銭	1,705 円 00 銭
	60A	1 契約	2,008 円 80 銭	2,046 円 00 銭
電 力 量 料 金	最初の120kWhまで	1kWh	23 円 54 銭	23 円 98 銭
	120kWhをこえ280kWhまで	1kWh	29 円 72 銭	30 円 27 銭
	280kWhをこえる分	1kWh	33 円 37 銭	33 円 99 銭

※ 現行単価および新単価には、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は含んでおりません。

### 2 電気料金の見直し時期

2019年9月30日以前からご契約され、2019年10月1日以降も継続して電気をご使用されている場合は、消費税法上の経過措置により、原則として2019年11月分から電気料金を見直いたします。



- ※1 消費税法上の経過措置とは、継続供給契約に基づき、2019年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、旧税率（8％）が適用されるものです。
- ※2 お引越などにより、2019年10月1日以降新たに電気のご契約をされたお客さまは、新たにご契約開始日から10％の消費税率を反映した電気料金を適用させていただきます。
- ※3 検針日は、お客さまのお住まいの地域によって異なります。なお、検針予定日は、ご請求明細書に記載の供給地点特定番号をもとに、弊社ホームページからお調べいただけます。

### 3 電気需給約款〔低圧〕および料金表の変更

消費税法等の改正にともなう電気料金の見直しにより、2019年10月1日付で「電気需給約款〔低圧〕」および「エア・ウォーターでんき（料金表）」を変更いたします。主な変更点は以下のとおりです。

- ① エア・ウォーターでんきBの基本料金および電力量料金を10％の消費税率を反映した新単価に変更
- ② 燃料費調整単価の算定に係る基準単価を10％の消費税率を反映した新単価に変更
- ③ お客さまに工事費負担金をご負担いただく場合の工事費負担金の単価を10％の消費税率を反映した新単価に変更
- ④ 消費税法の改正にともなう経過措置その他約款の変更に伴い必要な切替措置の追加

**(お問い合わせ先)**

北海道エア・ウォーター株式会社

(住所) 札幌市中央区北三条西一丁目2番地

(電話) 0120-707-565 (受付時間: 24時間365日)

※ 弊社は、小売電気事業者である北海道電力株式会社〔所在地〕札幌市中央区大通東1丁目2番地〔小売電気事業者登録番号〕A0267)が供給する低圧の電気に関する需給契約の取次ぎを行なっております。

以 上